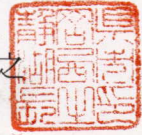


湖西市告示第 262 号

湖西市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱の一部を改正する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 7 年 12 月 10 日

湖西市長 田内 浩之



湖西市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱の一部を改正する要綱の一部を改正する要綱

湖西市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱の一部を改正する要綱（令和 7 年湖西市告示第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条を次のように改める。

第 2 条 削除

附則第 1 項中「令和 7 年 4 月 1 日から、第 2 条の規定は令和 9 年 4 月 1 日」を「、令和 7 年 4 月 1 日」に改め、附則第 2 項を次のように改める。

2 削除

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。